



臨時株主総会 招集ご通知

WE CREATE
Possibility

開催日時

2024年1月25日(木曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

開催場所

東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号
修養団SYDビル2階 SYDホール

決議事項

第1号議案 株式会社タスキとの
株式移転計画承認の件
第2号議案 定款一部変更の件

目次

臨時株主総会招集ご通知…………… 1
株主総会参考書類…………… 5
株式会社タスキとの経営統合（共同
持株会社設立）に関するQ&A …… 47

株式会社 **新日本建物**

証券コード：8893

(証券コード8893)

2024年1月5日

(電子提供措置の開始日 2023年12月28日)

株 主 各 位

東京都新宿区新宿四丁目3番17号

株式会社新日本建物

代表取締役社長 近 藤 学

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.kksnt.co.jp/ir/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名「新日本建物」又は証券コード「8893」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、**2024年1月24日（水曜日）午後6時まで**に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年1月25日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号
修養団S Y Dビル2階 S Y Dホール

3. 目的事項

決議事項

第1号議案 株式会社タスキとの株式移転計画承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

以 上

-
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はしておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

■電磁的方法（インターネット）による議決権行使

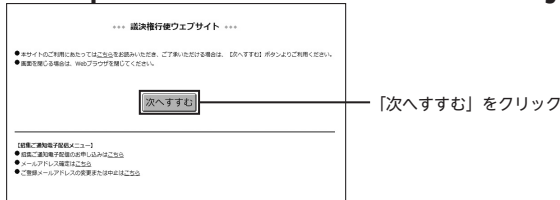
次のいずれかの方法により議決権を行使いただくことができます。

行使期限 2024年1月24日（水曜日）午後6時まで

議決権行使コード・パスワード入力による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

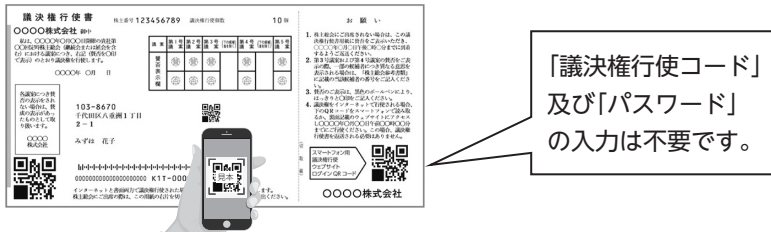
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」「パスワード」をご入力ください。
なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。
- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

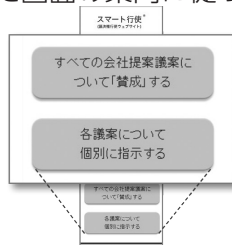
QRコードを読み取り「スマート行使」で議決権を行使する方法

1 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

2 表示された画面の案内に従って賛否をご入力ください。



電磁的方法（インターネット）により議決権を行使される場合の注意点

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。株主様のインターネット利用環境によってはご利用になれない場合もあります。
- ・議決権行使書の郵送と電磁的方法（インターネット）の双方で議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット）による議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・電磁的方法（インターネット）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ・「スマート行使」による議決権行使は1回に限らせていただきます。
- ・議決権行使後に賛否を修正される場合は、改めてPC向けサイトへアクセスし、再度議決権行使をお願いいたします。

■書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示の上、下記の行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2024年1月24日（水曜日）午後6時到着分まで

※同封の議決権行使書用紙は、切手を貼らずにご投函ください。

なお、議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

(1) スマート行使、議決権行使ウェブサイトの操作に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
電話番号 0120-768-524（フリーダイヤル）
受付時間 午前9時～午後9時（年末年始を除く）

(2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部
電話番号 0120-288-324（フリーダイヤル）
受付時間 平日午前9時～午後5時

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式会社タスキとの株式移転計画承認の件

当社と株式会社タスキ（以下「タスキ」といい、当社と総称して、「両社」といいます。）は、2023年11月16日に開催したそれぞれの取締役会において、共同株式移転（以下「本株式移転」といいます。）の方式により2024年4月1日（以下「効力発生日」といいます。）（予定）をもって両社の完全親会社となる株式会社タスキホールディングス（以下「共同持株会社」といいます。）を設立することについて決議し、本株式移転に関する株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転計画のご承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は以下のとおりであります。

1. 本株式移転を行う理由

(1) 本株式移転の背景

当社は、『変わること、変わらないこと』を経営理念として掲げ、新しい暮らしの在り方、住まい方を、住む人の視点と柔軟な発想で創造していくこと、厳選志向型の消費社会へと環境が変化してゆく中であって、常に住む人々に満足していただける良質な住宅を供給し続けることを社会的使命として捉え、お客様の夢を実現することをコーポレートミッションとして、持続的な成長発展を目指しております。このような経営方針のもと、当社は、東京23区を中心として、次世代集合住宅のスタンダードを目指す自社分譲マンション「ルネサンスマンション」シリーズの開発・販売をはじめ、都市部において需要の高いワンルームマンションを中心とした資産運用型マンション「ルネサンスコート」シリーズ及び国内外投資家から高い評価をいただいている当社最上位グレード「ルネサンスプレミアムコート」シリーズ、家族構成の変化に対応したコンパクトマンション等の企画・開発・販売を手掛けております。また、市場や社会情勢の変化を敏感に捉え、物流施設やオフィスビルの企画・開発を手掛ける等、総合不動産デベロッパーとして社会のニーズに応える事業を展開しております。

タスキは、『タスキで世界をつなぐ～革新的なイノベーションで社会のハブになる～』を企業理念に掲げ、先端テクノロジーの活用を強みとするライフプラットフォーマーとして

人々の暮らしのアップデートを目指しております。このような経営方針のもと、タスキは、不動産テック領域において、東京23区を中心に新築投資用IoTレジデンスの開発・販売を通じ、ライフプラットフォーマーとして暮らしの住まいを提供するLife Platform事業を主として、不動産デベロッパー向けにマルチプラットフォームを提供するSaaS事業及び企業のDX推進に戦略策定から効果検証までを伴走支援するDXコンサルティング事業を展開しております。

その中で、当社及びタスキが事業を展開する不動産価値流通にまつわる業務は、属人的でアナログの部分が多く存在してはいましたが、行政の環境整備を背景に取引がオンライン化しつつあり、長く制度改革が進んでいなかった不動産業界においても、徐々にデジタル化への変化が起こりつつあります。不動産業界として、そのような大きな時代の転換点にある中で、両社が営業基盤の中心とする東京の不動産は世界的にも、収益や安定性の観点から魅力的な不動産として注目を集めております。

こうした環境を踏まえ、当社とタスキは両社の企業価値の向上を目的として、幅広い検討を実施してまいりました。当社は、社会構造の変化や顧客ニーズの多様化といった不動産業界における課題に対処し、企業価値の向上を図るべく、2023年5月にタスキから経営統合の提案を受けたことを契機に当該提案による経営課題の解消及び企業価値の向上の可能性を検討してまいりました。一方、タスキとしても、自社の認知度を一層高め、事業の規模を拡大し、ライフプラットフォーマーとして持続可能な成長及びタスキが2023年9月19日に発表した中期経営計画におけるインオーガニック戦略を通じた成長を実現するために様々な検討を行う中で、下記「(2) 本株式移転の目的及び見込まれる相乗効果」に記載の大きなシナジーが見込まれ、持続的な企業価値向上が図れる企業として当社を候補に挙げ、当社に対して経営統合の提案を行い、両社で本格的な議論を実施してまいりました。そして、当社及びタスキは、両社での経営統合の検討を通じ、両社がそれぞれの強みと課題を補完する関係性であり、両社が保持する強みを用いることにより、東京23区を中心とする営業基盤において両社の仕入・販売力を強化することで、市場環境の変化に柔軟に対応し、更なる成長ができるよう経営基盤を整え、安定的な収益の確保、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現することができるとの共通認識を持つに至り、当社とタスキにより共同持株会社を設立することで、経営統合を行うことを決定いたしました。

なお、本株式移転については、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第15条の3第2項の規定に基づき、2023年11月7日付で公正取引委員会に対して届出を行っており、2023年11月20日付で公正取引委員会から当該届出についての「排除措置命令を行

わない旨の通知書」を受領いたしております。

(2) 本株式移転の目的及び見込まれる相乗効果

両社は、本株式移転により、以下の目的の相乗効果発現を通じ、両社経営リソースを統合・有効活用することで、両社の不動産業界における独自ポジションの確立、企業価値の向上を目指します。

① 不動産価値流通におけるネットワーク・ノウハウの相互活用

両社は、東京23区を中心として、最適化した不動産価値をお客様へ提供しておりますが、開発規模等が異なり、具体的には当社が150㎡以上、タスキが60㎡～150㎡の事業用地のサイズを中心に事業展開をしていることから事業用地の取得から販売まで両社が競合することはこれまでありませんでした。そのため、両社が有するネットワークの相互活用により事業機会の増大を実現し、併せて、タスキ子会社の株式会社Z I S E D A I（以下「Z I S E D A I」といいます。）が有するSaaS型不動産仕入・開発支援サービス「TASUKI TECH」の活用により事業生産性向上を図ります。

② SaaS型不動産仕入・開発支援サービス「TASUKI TECH」サービスライン拡大

当社の供給実績、企画ノウハウを、Z I S E D A Iが提供するSaaS型不動産仕入・開発支援サービス「TASUKI TECH」において活用することにより、ソリューションの高度化及びサービスラインの拡大を実現し、販路拡大を図ります。

③ リソースの共同利用によるコスト競争力向上

両社の設計・建築・販売・コーポレート管理における社内・社外リソースの共同利用により、業務効率化及びコスト削減を図ります。

④ 人的資本経営の促進

両社の人財交流を促進し、相互の専門性やノウハウ・ナレッジの共有により新たな価値創造を組織にもたらす機会の提供及び人材育成に取り組みます。多様な人材が最大限の能力を発揮できる職場環境整備に努めてまいります。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容は、次に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

株式会社タスキ（以下「タスキ」という。）と株式会社新日本建物（以下「新日本建物」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことにつき合意したので、以下のとおり共同して株式移転計画（以下「本移転計画」という。）を作成する。

第1条（株式移転）

本移転計画の定めるところに従い、タスキ及び新日本建物は、共同株式移転の方法により、新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立の日（第6条に定義する。以下同じ。）において、タスキ及び新日本建物の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとする。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は以下のとおりとする。

(1) 目的

新会社の目的は、別紙の「定款」第2条記載のとおりとする。

(2) 商号

新会社の商号は、「株式会社タスキホールディングス」とし、英文では「TASUKI Holdings Inc.」と表示する。

(3) 本店の所在地

新会社の本店の所在地は、東京都港区とし、本店の所在場所は、東京都港区北青山二丁目7番9号とする。

(4) 発行可能株式総数

新会社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称）

1. 新会社の設立時取締役の氏名は次のとおりとする。

取締役（代表取締役会長に選定予定） 近藤 学

取締役（代表取締役社長に選定予定） 柏村 雄

取締役 村田浩司

取締役 茂木敬裕

社外取締役 小野田麻衣子

社外取締役 大場睦子

2. 新会社の設立時監査役の氏名は次のとおりとする。

社外監査役（常勤監査役に選定予定） 古賀一正

社外監査役 南 健

社外監査役 熊谷文麿

3. 新会社の設立時会計監査人の名称は次のとおりとする。

仰星監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、タスキ及び新日本建物の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）におけるタスキ及び新日本建物の株主に対し、その所有するタスキ又は新日本建物の普通株式に代わり、(i)タスキが基準時に発行している普通株式数に2.24を乗じた数、及び(ii)新日本建物が基準時に発行している普通株式数に1を乗じた数の合計に相当する数の新会社の普通株式を交付する。
2. 新会社は、前項の規定により交付される新会社の普通株式を、基準時におけるタスキ及び新日本建物の株主に対して、以下の割合をもって割り当てる。
 - (1) タスキの株主に対しては、その所有するタスキの普通株式1株につき、新会社の普通株式2.24株の割合
 - (2) 新日本建物の株主に対しては、その所有する新日本建物の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株の割合
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の規定に基づき処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金の額に関する事項）

新会社の成立の日における新会社の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金の額

3,000,000,000円

(2) 資本準備金の額

750,000,000円

(3) 利益準備金の額

0円

(4) 資本剰余金の額

会社計算規則第52条第1項に定める株主資本変動額から上記(1)及び(2)の額の合計額を減じて得た額

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「新会社の成立の日」という。）は、2024年4月1日とする。ただし、本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、タスキ及び新日本建物が協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（株式移転計画承認株主総会）

1. タスキは、2023年12月21日を開催日として定時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 新日本建物は、2024年1月25日を開催日として臨時株主総会を招集し、本移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、タスキ及び新日本建物が協議の上、合意により前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（剰余金の配当）

1. タスキは、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり26円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
2. 新日本建物は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり30円を限度として剰余金の配当を行うことができる。
3. タスキ及び新日本建物は、前二項に定める場合を除き、新会社の成立の日以前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならない。ただし、タスキ及び新日本建物が協議の上、合意した場合についてはこの限りでない。

第9条（株式上場、株主名簿管理人）

1. 新会社は、新会社の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所グロース市場への上場を予定する。
2. 新会社の設立時における株主名簿管理人はみずほ信託銀行株式会社とする。

第10条（自己株式の消却）

タスキ及び新日本建物は、新会社の成立の日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式の全部（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含む。）を、基準時において消却するものとする。

第11条（会社財産の管理等）

タスキ及び新日本建物は、本移転計画作成後新会社の成立の日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、タスキ及び新日本建物は、それぞれ（その子会社を含む。）の財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本移転計画に特段の定めがある場合を除き、あらかじめタスキ及び新日本建物が協議の上、他方当事者の同意を得てこれを行い、又はこれを行わせる。

第12条（本移転計画の効力）

本移転計画は、(i)第7条に定めるタスキ若しくは新日本建物の株主総会のいずれかにおいて本移転計画の承認若しくは本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、(ii)本株式移転につき必要な法令に定める関係当局等の承認等が得られなかった場合、又は(iii)次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第13条（株式移転条件の変更及び本株式移転の中止）

本移転計画の作成後新会社の成立の日に至るまでの間において、タスキ又は新日本建物の財産状態若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、その他本移転計画の目的の達成が著しく困難となった場合は、タスキ及び新日本建物は、協議の上、合意により、本株式移転の条件その他本移転計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第14条（協議事項）

本移転計画に定める事項のほか、本移転計画に定めがない事項、その他本株式移転に必要な事項は、本移転計画の趣旨に従い、タスキ及び新日本建物が別途誠実に協議の上、合意により定める。

以上

本移転計画作成の証として、本書2通を作成し、タスキ及び新日本建物が記名押印の上、各自1通を保有する。

2023年11月16日

東京都港区北青山二丁目7番9号
株式会社タスキ
代表取締役社長 柏村 雄

東京都新宿区新宿四丁目3番17号
株式会社新日本建物
代表取締役社長 近藤 学

別紙

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社タスキホールディングスと称し、英文では、TASUKI Holdings Inc.と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を保有することにより、当該会社の事業活動を支配又は管理すること並びにこれに附帯又は関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- (1) 人工知能（A I）を用いた各種ソリューションサービスの提供
- (2) 人工知能（A I）プログラムの研究及び開発
- (3) 顧客向けサービスのためのプラットフォーム・システムの開発、販売、提供及び紹介業務
- (4) インターネットを用いた情報提供サービス業及び商取引・決済処理並びに情報処理サービス業
- (5) データ分析・解析事業
- (6) 不動産の売買、賃貸、管理及びその仲介
- (7) 不動産に関するコンサルティング業務
- (8) 建築の設計及び監理
- (9) 建築工事に関する施工及び請負
- (10) 建築資材の輸出入及び売買
- (11) 不動産鑑定業
- (12) 不動産投資信託委託業及び不動産投資法人資産運用業
- (13) 不動産投資顧問業
- (14) 不動産特定共同事業法に基づく事業

- (15) 高齢者向集合住宅施設の経営並びに当該施設の利用権の販売及び仲介
 - (16) ホテル、旅館等の宿泊施設、飲食店及びスポーツ施設の経営
 - (17) 不動産担保貸付その他金銭の貸付
 - (18) 生命保険の募集に関する業務及び損害保険の代理業務
 - (19) 経営コンサルタント及び各種マーケティングリサーチ業務
 - (20) 第二種金融商品取引業
 - (21) 貸金業
- 2 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、150,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第9条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り等当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、代表取締役の中から取締役社長1名を定めるものとし、必要に応じて取締役の中から、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(業務執行)

第23条 取締役社長は当社の業務を統轄し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及びその他の取締役は、取締役社長を補佐し、定められた事項を分掌する。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第26条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会議事録)

第29条 取締役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名をした上で、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除等)

- 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第32条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(補欠監査役の選任)

- 第34条 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。
- 2 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該選任決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

- 第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第1項の規定により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって監査役の中から1名以上の常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議)

第38条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役会議事録)

第40条 監査役会の議事については、法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、出席監査役が記名押印又は署名若しくは電子署名をした上で、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(責任免除等)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第43条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第44条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(期末配当)

第47条 剰余金の配当は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第48条 当社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第49条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はそ

- の支払義務を免れる。
- 2 未払の配当金には利息をつけない。

第8章 附 則

(最初の事業年度)

第50条 第46条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2024年9月30日までとする。

(取締役及び監査役の当初の報酬等)

第51条 第30条及び第41条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額は年額500,000,000円以内とし、監査役の報酬等の総額は年額50,000,000円以内とする。

- 2 前項の報酬枠とは別枠で、取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額は、年額100,000,000円以内とする（以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。）。対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。なお、譲渡制限付株式の1株当たりの払込金額は、当会社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当会社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当会社取締役会において決定する。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結していることを条件とする（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。）。また、対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の167,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の上限とする。ただし、当会社普通株式の株式分割又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとする。

(1)対象取締役は、本割当株式の割当てを受けた日から3年間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の

- 設定、生前贈与、遺贈その他の一切の処分行為をすることができない。
- (2)当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間中、継続して当会社又は当会社子会社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、対象取締役が、当会社の取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間が満了する前に上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。
- (3)当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に当会社又は当会社子会社の取締役の地位から退任した場合には、当会社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。また、本割当株式のうち上記(1)の本譲渡制限期間が満了した時点において上記(2)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当会社はこれを当然に無償で取得する。
- (4)当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当会社株主総会による承認を要さない場合においては、当会社取締役会）で承認された場合には、当会社取締役会の決議により、本譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。上記に規定する場合には、当会社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5)本割当契約に関するその他の事項は、当会社取締役会において定める。

(附則の削除)

第52条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、削除されるものとする。

以上

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 共同持株会社が本株式移転に際して両社の株主に対して交付する共同持株会社の株式及び共同持株会社の株式の割当てに関する事項

両社は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、両社のそれぞれの株主に対し割当交付する共同持株会社の普通株式の割当比率（以下「株式移転比率」といいます。）を以下のとおり、決定いたしました。

① 本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）

会社名	新日本建物	タスキ
株式移転比率	1	2.24

(注) 1. 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式1株を、タスキの普通株式1株に対して、共同持株会社の普通株式2.24株を割当交付いたします。但し、上記株式移転比率の算定の基礎となる諸条件に重大な変更又は重大な影響を与える事由が生じた場合等には、両社協議の上変更することがあります。

なお、共同持株会社の単元株式数は100株とする予定です。

本株式移転により、当社又はタスキの株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

2. 共同持株会社が本株式移転により交付する新株式数（予定）：普通株式：51,455,153株

上記は当社の2023年9月30日時点における発行済株式総数（19,914,617株）及びタスキの2023年9月30日時点における発行済株式総数（14,087,200株）に基づいて記載しております。但し、当社及びタスキは、本株式移転の効力発生日の前日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が2023年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式14,576株及びタスキが2023年9月30日時点で保有する自己株式である普通株式96株、並びに本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買い取りによって取得する自己株式については、上記算出において、新株式

交付の対象から除外しております。なお、本株式移転の効力発生日までに実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、共同持株会社が発行する上記株式数は変動することがあります。

3. 単元未満株式の取扱い等について

本株式移転により、当社及びタスキの株主の皆様には割り当てられる共同持株会社の株式は東京証券取引所に新規上場申請を行うことが予定されており、当該申請が承認された場合、共同持株会社の株式は東京証券取引所での取引が可能となることから、当社の株式を100株以上、又はタスキの株式を45株以上保有する等して、本株式移転により共同持株会社の株式の単元である100株以上の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社又はタスキの株主の皆様に対しては、引き続き共同持株会社の株式の流動性を提供できるものと考えております。

なお、100株未満の共同持株会社の株式の割当てを受ける当社及びタスキの株主の皆様につきましては、かかる割り当てられた株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を買い取ることを共同持株会社に請求することが可能です。

② 剰余金の配当について

両社は、本株式移転計画において、当社は、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり30円を限度とする剰余金の配当を行うことができる旨、並びにタスキは、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録されたタスキの普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり26円を限度とする剰余金の配当を行うことができる旨を合意しております。

なお、共同持株会社の配当基準につきましては、これまでの両社の配当方針、配当水準や今後の共同持株会社の業績等を勘案し、配当性向35%（連結）以上を目標に利益還元を実施する予定です。

③ 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

当社及びタスキは、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の株式移転比率（以下「本株式移転比率」といいます。）の算定にあたり、

本株式移転比率の公正性・妥当性を確保するため、当社は株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）を、タスキは野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を両社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、それぞれ選定いたしました。

当社は、下記「エ. 公正性を担保するための措置 (a)独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関であるみずほ銀行から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「エ. 公正性を担保するための措置 (b)独立した法律事務所からの助言」に記載の中村・角田・松本法律事務所からの法的助言、並びに当社及びそのアドバイザーがタスキに対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転は当社株主の皆様利益に資するものとの判断に至りました。

タスキは、下記「エ. 公正性を担保するための措置 (a)独立した第三者算定機関からの算定書の取得」に記載の第三者算定機関である野村證券から提出を受けた株式移転比率の算定結果及び助言、下記「エ. 公正性を担保するための措置 (b)独立した法律事務所からの助言」に記載のTMI総合法律事務所からの法的助言、並びにタスキ及びそのアドバイザーが当社に対して実施した各種デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、また両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、慎重に協議・検討を重ねた結果、上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転比率は妥当であり、本株式移転はタスキ株主の皆様利益に資するものとの判断に至りました。

このように、これらの第三者算定機関による算定・分析結果及び法務アドバイザーの助言を参考に、両社それぞれが相手方に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえて、両社の財務状況、株価動向、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で複数回にわたり慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に上記「①本株式移転に係る割当ての内容（株式移転比率）」に記載の本株式移転の比率は妥当であり、本株式移転は両社の株主の皆様利益に資するものとの判断に至り、2023年11月16日に開催された両社の取締役会において、本株式移転における株式移転比率を決定し本株式移転計画を共同で作成いたしました。

イ. 算定に関する事項

(ア)算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

みずほ銀行及び野村證券のいずれも、当社及びタスキの関連当事者には該当せず、本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

(イ)算定の概要

みずほ銀行は、本株式移転比率について、当社の株式が東京証券取引所スタンダード市場、タスキの株式が東京証券取引所グロース市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価基準法による算定を行うとともに、当社及びタスキにはそれぞれ比較可能な上場類似企業が複数存在し、類似企業比較による株式価値の類推が可能であることから類似企業比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、タスキの普通株式1株に割当てる共同持株会社株式数の算定レンジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定範囲
市場株価基準法	2.02～2.28
類似企業比較法	1.45～1.98
DCF法	1.56～2.92

なお、市場株価基準法については2023年11月15日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2023年11月9日から算定基準日までの5営業日の株価終値平均、2023年10月16日から算定基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、2023年8月16日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均、2023年5月16日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

みずほ銀行は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておら

ず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。みずほ銀行の株式移転比率の算定は、2023年11月15日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、当社の財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、タスキの財務予測その他将来に関する情報については、当社の経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従い当社及びタスキの財務状況が推移することを前提としております。

また、みずほ銀行がDCF法による算定の前提とした当社及びタスキの事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、みずほ銀行がDCF法による算定の前提とした2024年3月期から2026年3月期までの当社の事業計画及び2024年9月期から2026年9月期までのタスキの事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、当社においては、流動化事業における、大型案件の物流施設や東京23区の好立地を中心とした他デベロッパー向けマンション開発用地の販売、マンション販売事業における、高品質な資産運用型マンションの販売が順調に進捗したことを要因として、2024年3月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約34%増加することが見込まれております。また、タスキにおいては、SaaS事業の拡販フェーズへの移行及びLife Platform事業の拡大を要因として、2024年9月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約30%及び2026年9月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約31%増加することが見込まれております。

野村證券は、本株式移転比率について、タスキの株式が東京証券取引所グロース市場、当社の株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、それぞれ市場株価が存在することから、市場株価平均法による算定を行うとともに、タスキ及び当社にはそれぞれ比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、加えて、将来の事業活動の状況を反映するため、DCF法をそれぞれ採用して算定を行いました。

各手法における算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、タスキの普通株式1株に割り当てる共同持株会社株式数の算定レン

ジを記載したものです。

採用手法	株式移転比率の算定範囲
市場株価平均法	2.02～2.28
類似会社比較法	0.96～2.30
DCF法	1.26～6.26

なお、市場株価平均法については2023年11月15日を算定基準日として、算定基準日の株価終値、2023年11月9日から算定基準日までの5営業日の株価終値平均、2023年10月16日から算定基準日までの1ヶ月間の株価終値平均、2023年8月16日から算定基準日までの3ヶ月間の株価終値平均、2023年5月16日から算定基準日までの6ヶ月間の株価終値平均に基づき算定いたしました。

野村證券は、上記株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等が全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証等は行っておりません。また、両社及びそれらの関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は算定の依頼も行っておりません。野村證券の株式移転比率の算定は、2023年11月15日現在までの情報及び経済条件を反映したものであり、また、タスキの財務予測その他将来に関する情報については、タスキの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に作成されたこと、当社の財務予測その他将来に関する情報については、タスキの経営陣により現在可能な最善かつ誠実な予測と判断に基づき合理的に検討及び確認されたこと、それらの予測に従いタスキ及び当社の財務状況が推移することを前提としております。

また、野村證券がDCF法による算定の前提としたタスキ及び当社の事業計画には、本株式移転によるシナジー効果は織り込んでおりません。なお、野村證券がDCF法による算定の前提とした2024年9月期から2026年9月期までのタスキの事業計画及び2024年3月期から2026年3月期までの当社の事業計画については、大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、タスキにおいては、SaaS事業の拡販フェーズへの移行及びLife Platform事業の拡大を要因として、2024年9月期において、前事業年度と比較して、営業利益が

約30%及び2026年9月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約31%増加することが見込まれております。また、当社においては、流動化事業における、大型案件の物流施設や東京23区の好立地を中心とした他デベロッパー向けマンション開発用地の販売、マンション販売事業における、高品質な資産運用型マンションの販売が順調に進捗したことを要因として、2024年3月期において、前事業年度と比較して、営業利益が約34%増加することが見込まれております。

ウ. 共同持株会社の上場申請等に関する取扱い

当社及びタスキは、新たに設立する共同持株会社の株式について、グロース市場に新規上場（テクニカル上場）の申請を行う予定です。上場日は2024年4月1日を予定しております。また、当社及びタスキは、テクニカル上場後にプライム市場への市場変更を目指すことで一致しており、現時点では変更申請日や承認日は未定であります。

また、当社及びタスキは本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、共同持株会社の上場に先立ち、2024年3月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定ですが、共同持株会社の株式の上場が承認された場合には、当社及びタスキの株主の皆様は引き続き東京証券取引所において、本株式移転に際して交付された共同持株会社の株式を取引することができます。

なお、共同持株会社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

エ. 公正性を担保するための措置

当社及びタスキは、本株式移転比率の公正性その他本株式移転の公正性を担保するために以下の措置を実施しております。

(a) 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

当社は当社の株主の皆様のために、当社及びタスキから独立した第三者算定機関であるみずほ銀行より、2023年11月15日付で、本株式移転比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「イ. 算定に関する事項」をご参照ください。なお、当社はみずほ銀行から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

他方、タスキは、タスキの株主の皆様のために、当社及びタスキから独立した第三者算定機関である野村證券より、2023年11月15日付で、本株式移転

比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記「イ．算定に関する事項」をご参照ください。なお、タスキは野村證券から本株式移転比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(b) 独立した法律事務所からの助言

当社は、本株式移転の法務アドバイザーとして、中村・角田・松本法律事務所より、本株式移転の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

他方、タスキは、本株式移転の法務アドバイザーとして、TMI総合法律事務所より、本株式移転の諸手続き及び取締役会の意思決定の方法・過程等について法的な観点からの助言を受けております。

なお、中村・角田・松本法律事務所及びTMI総合法律事務所は、いずれも当社及びタスキから独立しており、両社との間で重要な利害関係を有しておりません。

オ．利益相反を回避するための措置

当社の第3位株主であり、取締役会長としての地位を有する村上三郎氏（以下「村上氏」といいます。）は、タスキの筆頭株主であり、取締役ではないものの相談役としての地位を有しているため、利益相反防止の観点から、当社、タスキのいずれにおいても、本株式移転に関する取締役会における審議及び決議には一切関与しておらず、本株式移転に関する交渉にも関与しておりません。

2023年11月16日開催の当社の取締役会においては、利益相反防止の観点から本株式移転に関する審議及び決議に参加しない村上氏を除いた出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。また、上記取締役会において、当社の監査役全員は、本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

一方、2023年11月16日開催のタスキの取締役会においては、出席取締役の全員一致で本株式移転計画の作成を決議しております。また、上記取締役会において、タスキの監査役全員は、本株式移転計画の作成に異議がない旨の意見を述べております。

4. タスキに関する事項

- (1) 最終事業年度（2023年9月期）に係る計算書類等の内容
タスキの2023年9月期に係る計算書類の内容につきましては、法令及び当社定款第16条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載しております。
- (2) 最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

- #### 5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
- 該当事項はありません。

6. 共同持株会社の取締役となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項
共同持株会社の取締役となる者は以下のとおりであります。

こんどう まなぶ
近藤 学

(1967年8月21日生)

所有する新日本建物の株式数…………… 29,360株
所有するタスキの株式数…………… 0株
割り当てられる共同持株会社の株式数… 29,360株

【略歴、地位、担当】

1990年 4月	株式会社大京入社	2017年 12月	同社 取締役兼常務執行役員事業本部副本部長兼都市開発二部長
1999年 8月	株式会社新日本地所入社		
2003年 9月	株式会社新日本建物入社	2018年 8月	同社 取締役兼常務執行役員兼都市開発二部長
2014年 7月	同社 執行役員事業本部都市開発二部長兼横浜支店長	2022年 4月	同社 常務取締役兼常務執行役員兼都市開発二部長
2016年 3月	同社 執行役員事業本部都市開発部長兼住宅事業部長兼北関東支店長兼横浜支店長	2022年 6月	同社 代表取締役社長兼社長執行役員事業本部長 (現任)
2016年 6月	同社 取締役兼執行役員事業本部都市開発二部長兼住宅事業部長兼北関東支店長兼横浜支店長		

【重要な兼職の状況】

株式会社新日本建物 代表取締役社長兼社長執行役員事業本部長

取締役候補者とした理由

同氏は、当社において代表取締役社長を現任しており、企業経営の豊富な経験を有しておられるほか、培ってきた不動産事業における専門的な知識と、幅広い人脈を有しておられることから、共同持株会社の企業価値の向上に資することができると判断し、取締役候補者としました。

かしわむら
柏村

ゆう
雄

(1979年7月28日生)

所有する新日本建物の株式数…………… 1,000株
所有するタスキの株式数…………… 149,200株
割り当てられる共同持株会社の株式数… 335,208株

【略歴、地位、担当】

2003年4月	株式会社新日本建物入社	2019年4月	同社 取締役経営管理部長
2016年4月	株式会社新日本商事事業部長	2019年5月	同社 取締役経営管理部長兼コンプライアンス・オフィサー
2017年7月	株式会社新日本建物管理本部経営企画部次長	2021年10月	同社 代表取締役社長（現任）
2017年10月	株式会社タスキ転籍 経営管理部長	2022年12月	株式会社Z I S E D A I 代表取締役社長（現任）
2018年4月	同社 経営管理部長兼投資戦略部長		
2018年9月	同社 取締役経営管理部長兼監査室長		

【重要な兼職の状況】

株式会社タスキ 代表取締役社長

株式会社Z I S E D A I 代表取締役社長

取締役候補者とした理由

同氏は、株式会社タスキの創業メンバーとしてコーポレート部門に携わり、管理業務全般に関する豊富な経験を有し、上場申請や新規事業の開拓等に尽力してまいりました。2021年10月より同社代表取締役社長として、リーダーシップを発揮し、DX推進による事業効率の向上及びSaaS事業の発展に大きく貢献しております。今後も、共同持株会社の持続的成長に資することができるかと判断し、取締役候補者としてしました。

むらた こうじ
村田 浩司

(1967年9月17日生)

所有する新日本建物の株式数…………… 700株
所有するタスキの株式数…………… 161,900株
割り当てられる共同持株会社の株式数… 363,356株

【略歴、地位、担当】

1991年 4月	明和地所株式会社入社	2017年12月	同社 取締役事業部長兼横浜支店長
2002年 3月	株式会社新日本建物入社		
2014年 4月	同社 事業本部事業開発部担当部長	2018年 8月	同社 代表取締役社長
		2018年12月	同社 代表取締役社長兼監査室長
2015年 1月	同社 事業本部住宅事業部長	2019年11月	同社 代表取締役社長
2016年10月	株式会社タスキ出向 事業部長	2021年10月	同社 代表取締役会長（現任）
2017年 7月	同社 転籍 事業部長	2021年10月	株式会社タスキプロス代表取締役会長（現任）
2017年 9月	同社 取締役事業部長		

【重要な兼職の状況】

株式会社タスキ 代表取締役会長

株式会社タスキプロス 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

同氏は、株式会社タスキの創業メンバーとしてIoTレジデンスの開発事業立上げに尽力し、2018年8月より同社代表取締役社長として、同社を牽引し、事業規模と事業領域の拡大に寄与してまいりました。また2021年10月より同社代表取締役会長として、経験により培われた統率力・行動力で同社の業容拡大、企業価値向上に大きく貢献しております。共同持株会社のRetech事業の成長と企業価値の向上に資することができるかと判断し、取締役候補者となりました。

もてぎ
茂木

たかひろ
敬裕

(1970年11月6日生)

所有する新日本建物の株式数…………… 17,500株
所有するタスキの株式数…………… 0株
割り当てられる共同持株会社の株式数… 17,500株

【略歴、地位、担当】

1993年 4 月	商工組合中央金庫（現 株式会社 商工組合中央金庫）入庫	2017年12月	同社 執行役員管理本部副本部長 兼財務経理部長
2004年 6 月	株式会社新銀行東京（現 株式会 社さくらばし銀行）入社	2018年 7 月	同社 執行役員管理本部副本部長 兼財務経理部長兼横浜支店長
2008年12月	佐世保重工業株式会社入社	2019年 7 月	同社 執行役員管理本部副本部長 兼財務経理部長兼 I R 広報室長
2013年 1 月	株式会社新日本建物入社	2022年 6 月	同社 取締役兼執行役員管理本部 長兼財務経理部長
2013年 7 月	同社 管理本部財務経理部長	2023年 4 月	同社 取締役兼執行役員管理本部 長兼経営企画部長兼財務経理部長
2016年 7 月	同社 執行役員管理本部副本部長 兼財務部長	2023年10月	同社 取締役兼執行役員管理本部 長兼財務経理部長（現任）
2017年 7 月	同社 執行役員事業本部業務統括 部長兼横浜支店長		
2017年10月	同社 執行役員管理本部財務部長 兼横浜支店長		

【重要な兼職の状況】

株式会社新日本建物 取締役兼執行役員管理部長兼財務経理部長

取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり財務部門において勤務した経験より豊富な金融知識を有しておられるほか、当社の取締役として取締役会における協議・検討に貢献しておられることから、共同持株会社の企業価値の向上に資することができると判断し、取締役候補者となりました。

おのだ まいこ
小野田 麻衣子
(芸名：いとう まい子)

(1964年8月18日生)

所有する新日本建物の株式数…………… 0株
所有するタスキの株式数…………… 0株
割り当てられる共同持株会社の株式数… 0株

【略歴、地位、担当】

1983年 2月	芸能活動開始	2021年10月	株式会社マイカンパニー代表取締役 役（現任）
2016年 4月	早稲田大学大学院博士後期課程 入学	2021年12月	株式会社タスキ社外取締役（現 任）
2017年 6月	株式会社ライトスタッフ代表取締 役（現任）	2022年 5月	株式会社リソー教育社外取締役 （現任）
2019年 1月	株式会社エクサウィザーズ フェ ロー（現任）		

【重要な兼職の状況】

株式会社ライトスタッフ 代表取締役
株式会社エクサウィザーズ フェロー
株式会社マイカンパニー 代表取締役
株式会社リソー教育 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、女優として活躍する一方、予防医学、人工知能（AI）及びロボット工学の研究に取り組んでいるほか、株式会社エクサウィザーズのフェローに就任し、ロボット開発を行うなど多岐にわたり活躍されております。また、会社経営者として経営管理経験を有しており、株式会社タスキの指名・報酬委員会委員長として積極的な発言・活動等を通して、報酬制度の構築を主導し、監督機能の向上に貢献しております。これらの知見及び幅広い経験から取締役の職務執行に対する監督や女性の視点から助言を行っていただくとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を図るのに適任であると判断し、社外取締役候補者としてしました。

おおば
大場

むつこ
睦子

(1986年5月19日生)

所有する新日本建物の株式数…………… 0株
所有するタスキの株式数…………… 0株
割り当てられる共同持株会社の株式数… 0株

[略歴、地位、担当]

2007年4月	株式会社ソシエ・ワールド入社	2021年10月	スターチス税理士法人代表 (現任)
2014年4月	有限責任あずさ監査法人入所		
2018年6月	株式会社J T O W E R 常勤社外監査役	2021年12月	株式会社タスキ社外取締役 (現任)
2018年6月	大場睦子会計事務所代表	2021年12月	P i c o C E L A株式会社社外監査役 (現任)
2021年6月	株式会社J T O W E R 社外取締役 (現任)		

[重要な兼職の状況]

株式会社J T O W E R 社外取締役
スターチス税理士法人 代表
P i c o C E L A株式会社 社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

同氏は、公認会計士として、会計・財務に関する専門的な知見及び幅広い経験を有しております。これらの知見、経験から取締役の職務執行に対する監督や女性の視点から助言を行っていただくとともに、コーポレートガバナンス体制の強化を図るのに適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 所有する株式会社新日本建物及び株式会社タスキの株式の種類及び数は、2023年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる共同持株会社の株式の種類及び数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割り当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と株式会社新日本建物及び株式会社タスキとの間に特別の利害関係はなく、また共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 小野田麻衣子氏及び大場睦子氏は、社外取締役候補者であります。なお、社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 小野田麻衣子氏及び大場睦子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合には、両氏を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
 - (2) 小野田麻衣子氏及び大場睦子氏の選任が承認された場合には、共同持株会社は、それぞれ会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 共同持株会社は、各取締役候補者が就任した場合、各氏と会社法第430条の3第1項に基づき、取締役全員を被保険者として、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填する、役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結する予定であります。

7. 共同持株会社の監査役となる者についての会社法施行規則第76条に規定する事項
共同持株会社の監査役となる者は以下のとおりであります。

こ が 古賀	かず まさ 一正	(1950年11月11日生)	所有する新日本建物の株式数……………	0株
			所有するタスキの株式数……………	0株
			割り当てられる共同持株会社の株式数…	0株

【略歴、地位】

1974年 4月	株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行	2006年 7月	同社 総務部長
1998年 7月	同行 京都西院支店長	2006年 7月	同社 執行役員 総務部長
2000年 9月	同行 韓国総支配人兼ソウル支店長	2008年 7月	同社 執行役員 財務経理部長
2004年11月	三基商事株式会社総務部長	2010年 9月	同社 監査役
2005年12月	レーザーテック株式会社入社	2018年10月	株式会社タスキ社外監査役（現任）

【重要な兼職の状況】 -

社外監査役候補者とした理由

同氏は、他社において長年の監査役経験を有するほか、金融機関における長年の業務経験や他社における財務経理部門や総務部門の長としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。その経験と幅広い見識に基づき、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性・効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役候補者としてしました。

みなみ けん
南 健

(1968年1月15日生)

所有する新日本建物の株式数…………… 0株
所有するタスキの株式数…………… 0株
割り当てられる共同持株会社の株式数… 0株

【略歴、地位】

1990年4月	日本生命保険相互会社入社	2019年3月	株式会社タスキ社外監査役（現任）
2004年10月	東京中小企業投資育成株式会社入社	2019年4月	株式会社Epsilon Molecular Engineering社外取締役（現任）
2005年8月	日本エマーゲンシーアシスタンス株式会社取締役	2021年11月	株式会社カンフォーラ代表取締役社長（現任）
2013年4月	響きパートナーズ株式会社入社	2022年2月	株式会社アクシス社外監査役（現任）
2013年11月	同社 取締役	2023年6月	株式会社人機一体社外取締役（現任）
2016年12月	同社 取締役副社長		
2017年11月	デラウェア株式会社取締役		
2019年2月	同社 代表取締役		

【重要な兼職の状況】

株式会社Epsilon Molecular Engineering 社外取締役
株式会社カンフォーラ 代表取締役社長
株式会社アクシス 社外監査役
株式会社人機一体 社外取締役

社外監査役候補者とした理由

同氏は、他社において長年の管理部門管掌役員等の経験を有するほか、資金調達・資本政策・管理会計などの幅広い経験と知識に基づいた企業への経営支援の長年の経験があり、資金調達・資本政策・管理会計に関する相当程度の知見を有しております。その経験と幅広い見識に基づき、公正かつ客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性・効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役候補者としてしました。

くまがい
熊谷

ふみまろ
文麿

(1973年8月13日生)

所有する新日本建物の株式数…………… 0株
所有するタスキの株式数…………… 0株
割り当てられる共同持株会社の株式数… 0株

【略歴、地位】

2000年4月	株式会社日本能率協会総合研究所 (公共政策研究室研究員) 入社	2019年12月	株式会社タスキ社外監査役(現任)
2007年12月	第一東京弁護士会登録	2020年1月	株式会社コークッキング社外監査役(現任)
2008年1月	パークレイズ・キャピタル証券株式会社(現パークレイズ証券株式会社)入社	2021年5月	AWL株式会社社外監査役(現任)
2012年12月	佐藤総合法律事務所入社(現任・2023年12月退社予定)	2021年7月	イミュニティリサーチ株式会社社外監査役(現任)
2016年3月	GMOアドパートナーズ株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	2022年8月	株式会社ジョリーグッド社外監査役(現任)
2016年8月	GMOクリック証券株式会社社外取締役(監査等委員)(現任)	2023年3月	株式会社シェアリングエネルギー社外監査役(現任)

【重要な兼職の状況】

GMOアドパートナーズ株式会社 社外取締役(監査等委員)
GMOクリック証券株式会社 社外取締役(監査等委員)
株式会社コークッキング 社外監査役
AWL株式会社 社外監査役
イミュニティリサーチ株式会社 社外監査役
株式会社ジョリーグッド 社外監査役
株式会社シェアリングエネルギー 社外監査役

社外監査役候補者とした理由

同氏は、弁護士としての幅広い見識と他社において社外取締役及び社外監査役として会社経営に関与した経験を有しており、法律見地から当社の企業経営全般に対して客観的な検証を行い、経営の健全性及び透明性・効率性を確保するための資質を備えていることから、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 所有する株式会社新日本建物及び株式会社タスキの株式の種類及び数は、2023年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割り当てられる共同持株会社の株式の種類及び数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割り当てられる共同持株会社の株式数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と株式会社新日本建物及び株式会社タスキとの間に特別の利害関係はなく、また共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 古賀一正氏、南健氏及び熊谷文麿氏は、社外監査役候補者であります。なお、社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 古賀一正氏、南健氏及び熊谷文麿氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしており、各氏の選任が承認された場合には、各氏を同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- (2) 古賀一正氏、南健氏及び熊谷文麿氏の選任が承認された場合には、共同持株会社は、それぞれ会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。
4. 共同持株会社は、各監査役候補者が就任した場合、各氏と会社法第430条の3第1項に基づき、監査役全員を被保険者として、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険契約により補填する、役員等賠償責任保険契約(D&O保険契約)を保険会社との間で締結する予定であります。

8. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項
共同持株会社の会計監査人となる者は次のとおりであります。

(2023年9月30日現在)

名称	仰星監査法人
主たる事務所の所在地	東京都千代田区四番町6番地 東急番町ビル
沿革	1990年9月 北斗監査法人設立 1999年10月 東京赤坂監査法人と合併、東京北斗監査法人に名称変更 2006年10月 監査法人芹沢会計事務所と合併、仰星監査法人に名称変更 2011年7月 明澄監査法人と合併、北陸事務所（現北陸オフィス）を開設 2014年7月 明和監査法人と合併 現在に至る
監査関与会社	281社（2023年6月30日現在）
資本金	194,000,000円
構成人員	社員（公認会計士）：61名（うち代表社員10名） 職員 公認会計士：217名 公認会計士試験合格者等：62名 その他専門職：26名 事務職：27名 合計：393名

第2号議案 定款一部変更の件

1. 定款一部変更の目的

当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続きを円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本臨時株主総会において本株式移転に係る株式移転計画の承認に関する議案が承認され、かつ2024年4月1日（月曜日）をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となりますので、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そのため、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条（定時株主総会の基準日）を全文削除するとともに、現行定款第15条以下の条数を1条ずつ繰り上げるものであります（かかる定款の一部変更を、以下「本定款変更」といいます。）。

なお、本定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案（株式会社タスキとの株式移転計画承認の件）が原案どおりに承認されること、並びに2024年3月31日（日曜日）の前日までに本株式移転に係る株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、2024年3月31日（日曜日）にその効力を生じるものとしたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第13条 (条文省略) <u>(定時株主総会の基準日)</u> 第14条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。	第1条～第13条 (現行どおり) (削除)
第15条～第41条 (条文省略)	第14条～第40条 (現行どおり)

(ご参考)

2024年3月期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)の剰余金の配当(期末配当)につきましては、現行定款第39条(剰余金の配当)に従い、2024年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された当社の普通株式を有する株主又は登録株式質権者に対して、1株あたり30円を限度とする剰余金の配当を当社からお支払いする予定でございます。

以 上

株式会社タスキとの経営統合（共同持株会社設立）に関するQ&A

経営統合の背景・目的に関する事項

Q. 経営統合の背景、目的について教えてください。

A. 不動産業界が、アナログからデジタルへの大きな転換点にある中で、当社及びタスキが営業基盤の中心とする東京の不動産は世界的にも、収益や安定性の観点から魅力的な不動産として注目を集めており、当社は社会構造の変化や顧客ニーズの多様化といった不動産業界における課題の解消及び企業価値の向上の可能性を検討してまいりました。

そして、当社及びタスキは、両社がそれぞれの強みと課題を補完する関係性であり、両社が保持する強みを用いることにより、市場環境の変化に柔軟に対応し、更なる成長ができるよう経営基盤を整え、安定的な収益の確保、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を実現することができるとの共通認識を持つに至り、経営統合を行うことといたしました。

Q. 経営統合によってどのようなシナジーが見込まれるのですか？

A. 両社は、以下の目的の相乗効果発現を通じ、両社経営リソースを統合・有効活用することで、不動産業界における独自ポジションの確立、企業価値の向上を目指します。

① 不動産価値流通におけるネットワーク・ノウハウの相互活用

両社は、東京23区を中心として、最適化した不動産価値をお客様へ提供しておりますが、開発規模等が異なるため、両社が有するネットワークの相互活用により事業機会の増大を実現します。

② SaaS型不動産仕入・開発支援サービス「TASUKI TECH」サービスライン拡大

タスキ子会社の株式会社Z I S E D A I が提供するSaaS型不動産仕入・開発支援サービス「TASUKI TECH」において当社の供給実績、企画ノウハウを活用することにより、ソリューションの高度化及びサービスラインの拡大を実現し、販路拡大を図ります。

③ リソースの共同利用によるコスト競争力向上

両社の設計・建築・販売・コーポレート管理における社内・社外リソースの共同利用により、業務効率化及びコスト削減を図ります。

④ 人的資本経営の促進

両社の人財交流を促進し、相互の専門性やノウハウ等の共有により新たな価値創造を組織にもたらず機会の提供及び人財育成に取り組みます。

持株会社に関する事項

Q. 共同株式移転とはなんですか？

- A. 共同株式移転とは、新たに共同持株会社を設立し、その法人が完全親会社となり、既存の株式会社が完全子会社として独立の法人格を維持したまま事業を運営する統合スキームを指します。
本経営統合においては、株式会社タスキホールディングスが完全親会社となり、既存の株式会社である当社及びタスキが完全子会社となります。

Q. 共同持株会社とはなんですか？

- A. 共同持株会社とは、その完全子会社となる2社以上の既存の株式会社（本経営統合における当社及びタスキ）の株式全てを保有し、完全親会社としてかかる複数の株式会社を管理・監督・支配する目的で設立される持株会社を指します。

Q. 共同株式移転による経営統合を選択したのはなぜですか？

- A. 共同持株会社体制は、両社の事業の独自性を残しつつもシナジーを発揮できる仕組みであり、本件の目的を鑑み、望ましい方式であると判断いたしました。

株式に関する事項

Q. 現在保有している新日本建物株式はどうなりますか？

- A. 株式移転方式による持株会社化により、当社株式は2024年3月28日に上場廃止となりますが、新たに設立する持株会社の株式について、東京証券取引所グロース市場への新規上場（テクニカル上場）を予定しており、当社株主の皆様には、新たに持株会社の株式が交付されることとなります。なお、当社の普通株式1株に対する共同持株会社の普通株式の割当ては1株となります。

Q. 株主として手続きは必要ですか？

- A. 株主の皆様におかれましては、お手続きの必要はございません。現在開設されている口座に共同持株会社の株式が自動的に割当交付されます。

Q. 新日本建物の株式と持株会社の株式の売買はいつできますか？

- A. 当社株式の最終売買日は2024年3月27日（予定）となります。また、持株会社の株式については、2024年4月1日（予定）より売買可能となります。

配当に関する事項

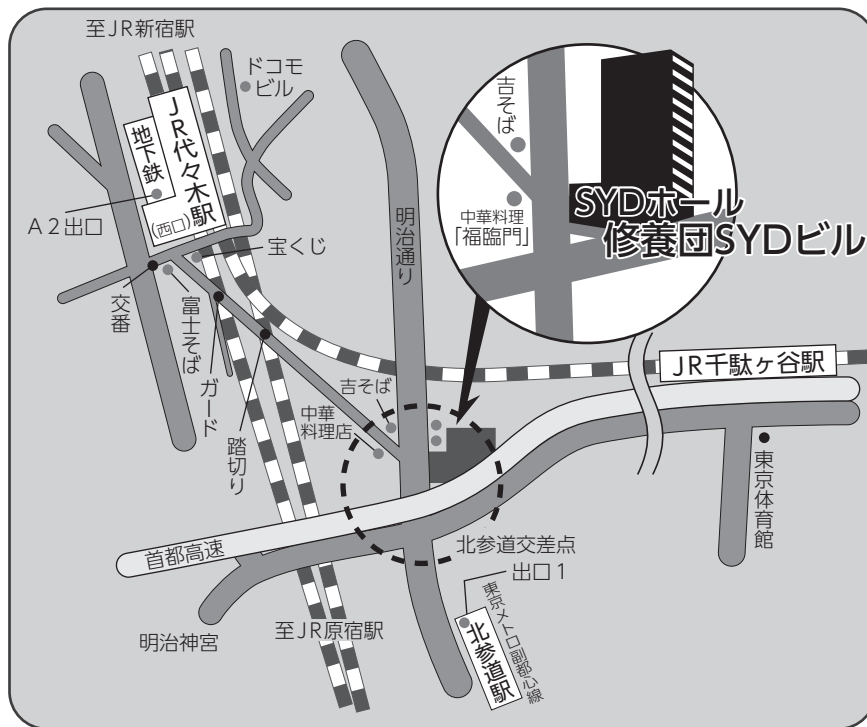
Q. 新日本建物の当期の期末配当はどうなりますか？

- A. 当期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の期末配当につきましては、2024年3月31日を基準日として、1株あたり30円を限度とした配当をする予定です。

株主総会会場ご案内図

場所：〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目25番2号
修養団SYDビル2階 SYDホール
TEL 03-3405-5555

- 交通：○JR山手線・総武線「代々木駅」西口より徒歩5分
○都営地下鉄大江戸線「代々木駅」A2出口より徒歩6分
○東京メトロ副都心線「北参道駅」出口1より徒歩3分
○JR総武線「千駄ヶ谷駅」より徒歩9分



駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。